

随意契約結果一覧

所属(課名)

情報企画課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会 の開催 の有無	備考
無停電電源装置保守点検委託契約	平成30年4月1日	三菱電機プラントエンジニアリング(株)中部本部	777,600	777,600	緊急停止時において、サーバー等の機器へ安定的に電源を供給するために、本製品の導入業者が保守点検、部品交換作業を行なうことにより、安全性及び信頼性を確保し、日々の安定した運用を行なうことができるため、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と随意契約を締結したい。地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第6号による。	無	
平成30年度MCTV閉域回線利用契約	平成30年4月1日	松阪ケーブルテレビ・ステーション(株)	10,773,648	10,773,648	現在利用中のネットワーク回線は、市内全域でサービスの提供が受けられるNTT西日本及び松阪ケーブルテレビから、回線サービスの提案及び見積徴収を行い導入したものです。専用の機器を導入済みであることから、引き続き回線の利用を行いたい。地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第6号による随意契約。	有	
松阪市市内ネットワーク(保育園無線化分)構築業務	平成30年4月18日	ネットワンシステムズ(株)中部支社	13,109,688	13,109,688	市内ネットワークの拡張であり、安全で安定したネットワーク運用を実現することが必須であり、本事業で必要となるネットワーク設計や機器構成について他社にはない高度な知識と技術を保有している、本市の市内ネットワーク設計・構築、機器の賃貸借保守業者が本業務を行うことで、正常なネットワーク通信を確保することができる。また、他社が本業務を行った場合、責任分界点等により障害発生時の迅速な調査及び復旧が見込めない事が想定されるため、ネットワンシステムズ株式会社中部支社との随意契約を締結したい。地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第6号による。	有	

<p>松阪市庁内ネットワーク(保育園無線化分)賃貸借運用保守業務</p>	<p>平成30年4月18日</p>	<p>ネットワンシステムズ (株)中部支社</p>	<p>19,571,112</p>	<p>19,571,112</p>	<p>庁内ネットワークの拡張であり、安全で安定したネットワーク運用を実現することが必須であり、本事業で必要となるネットワーク設計や機器構成について他社にはない高度な知識と技術を保有している、本市の庁内ネットワーク設計・構築、機器の賃貸借保守業者が本業務を行うことで、正常なネットワーク通信を確保することができる。また、他社が本業務を行った場合、責任分界点等により障害発生時の迅速な調査及び復旧が見込めない事が想定されるため、ネットワンシステム部株式会社中部支店との随意契約を締結したい。地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第6号による。</p>	<p>有</p>	
<p>平成30年度庁内ネットワーク配線修繕作業契約</p>	<p>平成30年6月1日</p>	<p>ネットワンシステムズ (株)中部支社</p>	<p>1,293,840</p>	<p>1,293,840</p>	<p>契約業者は、平成28年度に本市の広域情報ネットワークを設計し(条件付き一般競争入札による)、現在は本市とネットワーク機器等の賃貸借及び保守契約を締結している。契約上、業務対象機器の仕様変更(改造など)、移動に伴い機器不良が生じた場合は保守対象外となることから、当該業務は第三者へ委託することは望ましくない。また、本事業で必要となるネットワーク設計や機器構成について他社にはない高度な知識と技術を保有していることが明らかであることから、本業務の委託先として最も適していると考えられる。地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第6号による。</p>	<p>無</p>	
<p>松阪市役所 第一別棟電算室空調機1号機及び2号機 圧縮機交換修繕</p>	<p>平成30年7月10日</p>	<p>(株)日乃出エヤコン</p>	<p>1,350,000</p>	<p>1,350,000</p>	<p>室外機についてはすでに騒音や異常停止が発生し、早急に正常な状態に回復させる必要がある。日乃出エヤコンは今年度の空調設備保守点検委託業者であり、異常発生時の緊急点検を通してすでに修繕・交換等に必要部品や作業の内容を把握しているため迅速に作業可能である。このことから日乃出エヤコンと随意契約を締結したい。地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号による。</p>	<p>無</p>	

<p>松阪地区広域衛生組合FTTH 光幹線引込業務委託</p>	<p>平成30年11月1日</p>	<p>松阪ケーブルテレビ・ ステーション(株)</p>	<p>561,600</p>	<p>561,600</p>	<p>本庁マシン室と松阪地区広域衛生組合を結ぶネットワーク回線は、松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社(以下、『MCTV』という。)が提供する光専用回線を利用している。この光専用回線の利用料は月額33,750円(税込)であるが、FTTH回線に切り替えることで、利用料が月額6,804円(税込)に抑えることができるため、本件契約を締結し、光専用回線からFTTH回線に切り替えたい。なお、回線の切り替えにかかる費用(561,600円)は、通信回線の変更による月額利用料の差額26,946円の21ヶ月分で相殺することができる。本庁マシン室と外局施設との間をネットワーク接続する場合、通信費に係る単価契約を松阪市とMCTVとの間で締結しており、今回の変更前後の利用料についても、いずれもこの単価契約に基づくもので、その通信回線引込業務はMCTV以外では受託できない。よって、本件業務委託契約について、MCTVと随意契約を締結してよろしいか。地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号による。</p>	<p>無</p>	
<p>松阪市情報システム機器ハウジングサービス賃貸借</p>	<p>平成30年10月22日</p>	<p>(株)松阪電子計算センター</p>	<p>4,989,600</p>	<p>4,989,600</p>	<p>松阪市の情報システム機器の多くは、本庁第1別棟マシン室に設置されているが、大規模災害等により各種情報システムが停止した場合、復旧に係る時間が長期化することが懸念され、市全体の災害復旧業務にも遅れが生じる。このような事態に備え、高度な災害対策設備・停電対策設備の整った外部データセンターに機器をハウジングすることで、大規模災害が発生した場合も、速やかに情報システムを復旧させ、業務を再開できる基盤を構築することが可能。マシン室には消火設備や無停電電源設備、空調設備が整備されており、これらの老朽化に伴う更新経費が今後の課題となるが、外部データセンターにハウジングすることで、この課題も解消され、更にこれらの設備の保守点検等に係る運用経費も削減できる。本件契約の相手方として、上記の事業者を1社指定して随意契約とした理由は以下のとおり。 ●今回の契約先(予定)の運営するデータセンターについては、既に統合認証基盤システム等のIaaSサービスを安定運用している実績があり、通信回線についてもIaaS用の通信回線が整備されているため、通信回線の新規敷設に係る費用が不要である。 ●市内の事業者で、高度なセキュリティ対策設備・災害対策設備・停電対策設備等を整備したデータセンターサービスを提供しているものが他にない。 ●市外のデータセンターサービスを利用する場合、松阪市役所とのネットワーク接続用に新規の通信回線を長距離にわたって敷設する必要があり、これに係る新規敷設費用が高額になる。また、通信距離が長いと、通信回線の利用料も高額になる。通信距離が長距離化すると、災害や事故による断線の危険性も高くなる。地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号による。</p>	<p>無</p>	

<p>松阪市情報システム機器ハウジングサービス保守業務委託</p>	<p>平成30年10月22日</p>	<p>(株)松阪電子計算センター</p>	<p>1,944,000</p>	<p>1,944,000</p>	<p>別途契約予定の松阪市情報システム機器ハウジングサービス賃貸借契約の関連業務。賃貸借契約では、株式会社松阪電子計算センター(以下「MEC」という。)のデータセンター内に設置されたハウジングラックを賃借し、MECデータセンターと松阪市本庁第1別棟の間のネットワーク接続に、既設の松阪IaaS回線を利用する予定。ネットワーク接続するにあたり、ハウジングラック内に設置するスイッチと松阪IaaS回線用のスイッチを接続する必要があるが、松阪IaaS回線用スイッチ側の接続ポートの保守は、いずれの契約にも含まれていない。この接続ポートはMECデータセンターと松阪市本庁第1別棟を接続する上で非常に重要な接続点であり、通信障害等の問題が発生していないか常時監視する必要があるため、株式会社松阪電子計算センターを相手方とし、情報システム機器ハウジングサービスに係るネットワーク保守業務委託契約を締結したい。なお、松阪IaaS回線用のスイッチはMECの管理する機器であるため、他の事業者がこの業務を受託することはできない。地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号による。</p>	<p>無</p>	
<p>総務管理事務システム機能改修業務委託</p>	<p>平成30年11月30日</p>	<p>(株)松阪電子計算センター</p>	<p>2,975,940</p>	<p>2,975,940</p>	<p>現行の総務管理事務システムは、上記契約予定業者により構築・導入されたものであり、システムの運用・保守についても同社が行っている。このことから、同社は既存システムに関する十分な知識・技術を有していることが明らかである。また、本システムは同社が運営するシステムであるため、他の業者がシステムの全部又は一部を改変する権限がなく、他業者参入の余地がない。以上の理由で上記契約予定業者1社見積による随意契約としたい。地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第6号による。</p>	<p>無</p>	

<p>子育てワンストップサービスにおけるマイナポータル連携対応のための住民情報システム改修業務委託</p>	<p>平成31年1月18日</p>	<p>(株)松阪電子計算センター</p>	<p>8,123,328</p>	<p>8,123,328</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 本業務は、今後の普及が見込まれる電子申請のニーズに速やかに対応し、効率的かつ確実な行政サービスの提供を実現することを目的として、住民情報システムの機能追加を実施するものであり、本改修業務には現在利用している住民情報システムの改修が含まれ、M-Scope(住民情報システムパッケージソフトウェア)のプログラム所有権の関係から、他社へ本業務を委託することは性質上適さないため、現行システムの契約業者との随意契約を提案するものである。</p>	<p>有</p>	
<p>子育てワンストップサービスにおけるマイナポータル連携対応のための住民情報システム運用保守業務委託</p>	<p>平成31年1月18日</p>	<p>(株)松阪電子計算センター</p>	<p>11,553,840</p>	<p>11,553,840</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 本業務は、今後の普及が見込まれる電子申請のニーズに速やかに対応し、効率的かつ確実な行政サービスの提供を実現することを目的として、住民情報システムの機能追加を実施するものであり、本改修業務には現在利用している住民情報システムの改修が含まれ、M-Scope(住民情報システムパッケージソフトウェア)のプログラム所有権の関係から、他社へ本業務を委託することは性質上適さないため、現行システムの契約業者との随意契約を提案するものである。</p>	<p>有</p>	
<p>平成30年度庁内ネットワーク配線修繕(本庁舎本館、第2分館及び外局施設)</p>	<p>平成31年2月14日</p>	<p>ネットワンシステムズ (株)中部支社</p>	<p>1,169,100</p>	<p>1,169,100</p>	<p>契約業者は、平成28年度に本市の広域情報ネットワークを設計し(条件付き一般競争入札による)、現在は本市とネットワーク機器等の賃貸借及び保守契約を締結している。契約上、業務対象機器の仕様変更(改造など)、移動に伴い機器不良が生じた場合は保守対象外となることから、当該業務は第三者へ委託することは望ましくない。また、本事業で必要となるネットワーク設計や機器構成について他社にはない高度な知識と技術を保有していることが明らかであることから、本業務の委託先として最も適していると考えられる。地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第6号による。</p>	<p>無</p>	

<p>住民情報システム移行事前作業業務委託</p>	<p>平成31年3月1日</p>	<p>(株)システム・エージ</p>	<p>1,080,000</p>	<p>1,080,000</p>	<p>既存の印鑑登録システム(以下「本システム」という。)から株式会社松阪電子計算センターの「m-scope印鑑登録システム」へシステム移行を行うにあたり、本システムから移行データの抽出・作成を行う。本システムは、株式会社システムエージが独自に設計、開発を行ったシステムであり、本システムのプログラム構成、システム内容等のシステム全体の構成及び構造等の専門知識と技術を有しない他の業者が本業務を実施し、障害が発生した場合には、本業務によるものかシステム由来のものかの原因特定が困難になるほか、責任の所在が不明確になるなど著しく支障が生じる恐れがある。以上のことから、本システムの開発元である上記業者と随意契約を行うことが最も有利であると判断した。地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号による。</p>	<p>無</p>	
<p>住民情報システム更新業務委託</p>	<p>平成31年3月29日</p>	<p>(株)松阪電子計算センター</p>	<p>49,156,848</p>	<p>49,156,848</p>	<p>前回(平成26年10月)更新時に行った、各業務システム統合により、全体最適化が図られ、より長く利用できる住民情報システム基盤が完成したものと考えられる。このことから、5年程度の短期間で現在の住民情報システムを一から再構築することは効率的でなく、作り上げてきた住民情報システムに必要な修正を加えながら、さらに合理的・効率的にできる限り長く使い続けていくことが必要だと考えられる。さらに、現行システムの継続利用更新であることによる再構築(導入)費の経費削減、仮想PCの詳細設定の見直し、システムの継続利用効果などによるランニング経費削減が見込め、他社の新たなシステムではこのような効果も得られなくなる。以上のことから、現行システムの契約業者との随意契約を提案する。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号による。</p>	<p>有</p>	

<p>総務管理事務システム改元対応改修業務委託</p>	<p>平成31年3月1日</p>	<p>(株)松阪電子計算センター</p>	<p>1,024,380</p>	<p>1,024,380</p>	<p>現行の総務管理事務システムは、上記契約予定業者により構築・導入されたものであり、システムの運用・保守についても同社が行なっている。このことから、同社は既存システムに関する十分な知識・技術を有していることが明らかである。また、本システムは同社が運営するシステムであるため、他の業者がシステムの全部又は一部を改変する権限がなく、他業者参入の余地がない。以上の理由で上記契約予定業者1社見積による随意契約としたい。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号による。</p>	<p>無</p>	
<p>住民情報システム改元対応改修業務委託</p>	<p>平成31年3月1日</p>	<p>(株)松阪電子計算センター</p>	<p>3,384,396</p>	<p>3,384,396</p>	<p>現行の住民情報システムは、上記契約予定業者により構築・導入されたものであり、システムの運用・保守についても同社が行なっている。このことから、同社は既存システムに関する十分な知識・技術を有していることが明らかである。また、本システムは同社が運営するシステムであるため、他の業者がシステムの全部又は一部を改変する権限がなく、他業者参入の余地がない。以上の理由で上記契約予定業者1社見積による随意契約としたい。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号による。</p>	<p>無</p>	